

「くるくるバスを守る会」開通後の取り組み経過と活動状況

平成22年7月20日

1. 「くるくるバスを守る会」の設立と発足（平成17年5月）

(1) 設立趣旨

住吉台くるくるバスは、「東灘交通市民会議」を中心に、地域住民、バス事業者、行政機関、まちづくり専門家などの熱意により、平成17年1月23日、念願の運行が実現しました。

現在一日あたり750人程度の利用があり好評のなか順調に運行がされております。今後は、住民によるバス利用の促進を図りながら、将来に亘って持続可能な「地域の足」として育て、確実に定着したものにすることが重要です。

そのためには、バス運行上の情報や問題点を住吉台住民が共有化し、住民・バス事業者・行政機関が一体となって問題解決に取り組んでいくことが必要です。

そこで、このバスを地元住民組織全体で支援し、将来に亘り守り育てていくため、住民主体の「住吉台くるくるバスを守る会」を設立します。

くるくるバスが「地域住民を支える足」として末永く定着し、「老後も安心、孫子の代まで住み続けられるまち」を目指します。

(2) 参加組織メンバー（15団体）

- | | |
|--------------|-----------|
| ○エクセル住吉台管理組合 | ○住吉台北自治会 |
| ○泉宮住吉台団地自治会 | ○住吉台東自治会 |
| ○荒神山住宅管理組合 | ○住吉台中自治会 |
| ○住吉台A-1棟自治会 | ○住吉台南自治会 |
| ○住吉台住宅管理組合 | ○同朋住吉台保育園 |
| ○住吉台東住宅管理組合 | ○東灘区役所 |
| ○万翠園管理組合 | ○みなと観光バス |
| ○住吉台楽寿会 | |

2. 「くるくるバスを守る会」活動内容

(1) 定例会議開催（毎月1回） 平成18年度より隔月開催に変更。20年より年5回。

(2) 参加メンバー（15団体） 各団体からボランティアとして世話人が参加
区役所（まちづくり支援課）、みなと観光バス
オブザーバー（ふれあいのまちづくり協議会）

(4) 組織、代表世話人、事務局、広報担当（くるくるバス通信編集）

(5) 報告、議題

- バス会社からの連絡事項。○区役所からの連絡事項
- 利用実績の報告 ○ご意見箱内容の情報開示と回答
- バスルート、停留所、車両設備等の改善案の検討
- 定期券の発売方法及び発売日の告知
- アンケート調査

3. 「くるくるバス通信」の発行

(1) 利用住民への「守る会」会議の内容報告と情報提供のためにコミュニティ新聞を毎月発行
18年度より隔月発行。20年より年5回。

(2) 「守る会」参加団体住民 1,600 世帯に配布

4. くるくるバス運行1周年記念行事を開催（18年1月23日、東住宅） 参加人員 300名

5. バスを安全に運行するための違法駐車問題への取り組み

(1) バス運行ルート上、自家用車の違法駐車が見られるので「守る会」として神戸市の協力の
下、条例に基づく「違法駐車等追放指定地域」の指定申請を行う。

(2) 追放と啓発活動のために道路に「警告板」の設置や、全戸に「ヒヤリ・ハット道路地図」
を制作し配布。

(3) 平成17年12月、18年11月には、警察と合同パトロールの実施。

6. バス路線上の道路一部拡幅要請（神戸市）、18年11月工事完了。

7. 利用者からの意見等の情報収集

(1) 車内に「ご意見箱」を設置し毎月開封して内容を「守る会」会議で報告。

(2) ご意見箱への投書は、「守る会」が受け取り内容を整理してバス会社に報告。

(3) 平成18年2月に環境意識、生活動向関連を含めた、利用者へのアンケートを実施。

8. 視察団体、セミナー、その他マスコミ取材等（30件以上）があった。（17年～19年）

9. 「守る会」として、くるくるバス運行2周年記念会議の開催。19年1月23日

（みなと観光バスにて）

10. 平成19年5月16日より新型車両3台導入される。（日野製ポンチョ）

座席数 14名、乗車定員 31名

11. くるくるバス運行3周年記念「パネル展」の開催 平成20年1月23日～31日。

（東灘区役所1階ロビー）

12. 平生記念館前停留所 新設（阪急御影方面） 平成20年1月

13. 日・祝ダイヤの改正（一部減便） 平成20年4月1日

14. くるくるバス100万人乗車記念セレモニーの開催 平成20年5月2日

JR住吉駅前停留所にて花束と記念品の贈呈

15. 「住吉台地域交通アンケート」調査の実施 神戸大学との共同（平成21年11月）

16. くるくるバス運行5周年記念式典の開催。（平成22年1月23日東住宅） 参加人員 100名。

17. JR住吉駅前平日最終便の延長実施（21:46発） 平成22年6月より

18. 昼間割引運賃の導入（昼間時間帯の利用促進） 平成22年7月より